

環廃対発第 1609152 号
平成 28 年 9 月 15 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

ごみ処理基本計画策定指針の改定について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、先般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針が平成 28 年 1 月に変更され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針が平成 27 年 7 月に変更されたところである。これを踏まえ、この度平成 5 年に策定され、平成 20 年、平成 25 年に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」を、再度、別添のとおり改定することとした。

については、貴職におかれては、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。